

公立小中学校教員に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第二項の規定に基づく手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

秋田県教育委員会規則第九号

公立小中学校教員に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第二項の規定に基づく手続に関する規則の一部を改正する規則

公立小中学校教員に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第二項の規定に基づく手続に関する規則（平成十五年秋田県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第二条 略</p> <p>一 略</p> <p>二 教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭及び養護助教諭</p> <p>並びに講師</p> <p>非常勤の講師を除く。()であること。</p>	<p>(定義) 第二条 略</p> <p>一 略</p> <p>二 教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭及び養護助教諭(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された者(以下この号において「再任用職員」という。)を除く。)並びに講師(再任用職員及び非常勤の講師を除く。()であること。</p>

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。